

平成 29 年 5 月 11 日

各位

会 社 名 THK株式会社

代表者名 代表取締役社長 寺町 彰博

(コード:6481 東証第一部)

問合せ先 人事総務統括部長 藤田 勝巳

(TEL. 03-5434-0300)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 29 年 6 月 17 日開催予定の第 47 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

#### 1. 変更の理由

- (1) 当社の本社、支店および一部グループ会社の本社等を集約することにより、グループ内の更なる連携強化と業務の効率化、就業環境の改善を図るとともに災害時等の事業継続計画(BCP)の対応強化を図ることを目的として、本社事務所を移転することにともない、現行定款第3条(本店の所在地)に定める本店の所在地を東京都品川区から東京都港区に変更するものであります。なお、本変更の効力は、平成30年(2018年)に開催される第48期定時株主総会までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって発生するものとし、この旨を明確にするため附則を設けるものであります。
- (2) 当社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとしておりますが、海外連結子会社と決算期を統一することで、グループー体となった経営を推進するとともに、業績等の経営情報の適時・適切な開示による更なる経営の透明性の向上を図ることを目的として、当社の事業年度を毎年1月1日から12月31日までに変更いたしたく、現行定款第13条(基準日)、第14条(招集)、第43条(事業年度)、第44条(期末配当金)、第45条(中間配当金)に所要の変更を行うものであります。

また、この変更にともない、第 48 期事業年度は平成 29 年 (2017 年) 4月1日から平成 29 年 (2017 年) 12月 31 日までの 9ヶ月間となるため、経過措置として附則を設けるものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日平成 29 年 6 月 17 日 (土曜日)定款変更の効力発生日平成 29 年 6 月 17 日 (土曜日)

第3条(本店の所在地)の変更は、平成30年(2018年)に開催される第48期定時株主総会までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって、その効力を生じるものとします。

以上

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款

第1章 総 則

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都<u>品川区</u>に置 く。

第2章 株式

(基準日)

第13条 当会社は、毎年<u>3月31日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 【条文省略】

第3章 株主総会

(招 集)

第14条 当会社の定時株主総会は、毎年<u>4月</u> 1日から3ヶ月以内に招集し、臨時株 主総会は必要に応じて招集する。

2. 【条文省略】

第7章 計 算

(事業年度)

第43条 当会社の事業年度は、毎年<u>4月1日</u> から翌年3月31日までとする。

(期末配当金)

第44条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年<u>3月31日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。

(中間配当金)

第45条 当会社は、取締役会の決議によっ 第45条

変更案

第1章 総 則

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都<u>港区</u>に置く。

第2章 株式

(基準日)

第13条 当会社は、毎年<u>12月31日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 【現行どおり】

第3章 株主総会

(招集)

第14条 当会社の定時株主総会は、毎年<u>1月</u> <u>1日から3ヶ月以内に招集し、臨時株</u> 主総会は必要に応じて招集する。

2. 【現行どおり】

第7章 計 算

(事業年度)

第43条 当会社の事業年度は、毎年<u>1月1日</u> から12月31日までとする。

(期末配当金)

第44条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年<u>12月31日</u>の最終の株主名簿に 記載または記録された株主または登 録株式質権者に対し、金銭による剰余 金の配当(以下「期末配当金」という。) を支払う。

(中間配当金)

第45条 当会社は、取締役会の決議によっ

て、毎年<u>9月30日</u>の最終の株主名簿に 記載または記録された株主または登 録株式質権者に対し、会社法第454条 第5項に定める剰余金の配当(以下 「中間配当金」という。)をすること ができる。 て、毎年<u>6月30日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。

## 附則

1. 【条文省略】

【新 設】

【新 設】

【新 設】

# 附則

- 1. 【現行どおり】
- 2. 第3条 (本店の所在地)の変更は、2018 年に開催される第48期定時株主総会まで に開催される取締役会において決定する 本店移転日をもって、その効力を生じるも のとする。なお、本項は、本店移転の効力 発生日経過をもって、これを削除する。
- 3. 第43条 (事業年度) の規定にかかわらず、 第48期事業年度は、2017年4月1日から 2017年12月31日までの9ヶ月間とする。
- 4. 第45条 (中間配当金) の規定にかかわら ず、第48期事業年度の中間配当金の基準日 は2017年9月30日とする。なお、前項およ び本項は、第48期事業年度の終了をもっ て、これを削除する。